

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

令和 3 年 2 月 24 日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和2年度第3回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

資料6(56件)

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800604 平成30年12月26日(東京都) 平成31年1月8日	テレビゲーム機	CECH-2500A	株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント (輸入事業者)	(火災) 当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観に変形は認められなかった。 ○電源ユニットのフィルムコンデンサー及び基板が著しく焼損しており、銅箔パターンが焼失し、基板に炭化が認められた。 ○電源オフ時でも電源プラグがコンセントに接続されている状態では、フィルムコンデンサーを含む電源ラインにはDC140Vが印加される回路構成であった。 ○当該製品の電源ユニットを正常品に交換したところ、正常に動作した。 ○当該製品以外の電気製品が受けた外来ノイズの影響及び使用者宅周辺の電源環境については不明であった。 ●当該製品に内蔵されている電源ユニットの基板上で、フィルムコンデンサーの絶縁性能が低下したことによる異常発熱又はフィルムコンデンサーのはんだ付け部で接触不良による異常発熱によって基板が焼損したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201800820 平成30年7月2日(神奈川県) 平成31年3月26日	リチウム電池内蔵充電器	EFC-MB052	株式会社ノジマ (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品に充電ケーブルと他社製ACアダプターを接続して充電していたところ、当該製品から出火した。 ○当該製品の樹脂製外郭は焼失していた。 ○内蔵された2個の円筒形リチウムイオン電池セルは著しく焼損していた。 ○制御基板の電気部品は脱落しておらず、基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の充電に使用していた充電ケーブル及び他社製ACアダプターに焼損は認められなかった。 ○使用者は、当該製品を複数回落下させていたが、詳細な状況等は特定できなかった。 ●当該製品に内蔵された円筒形リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201900133 令和1年5月18日(愛知県) 令和1年5月27日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	BULLETLiPo7.4V4100mAh	株式会社ジーフォース (輸入事業者)	(火災) 当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、原形をとどめていなかった。 ○当該製品のリチウムポリマー電池セルの焼損は著しく、内部電極が露出していた。 ○使用者は、リチウムポリマーモードに設定した充電器に当該製品のバランス充電ケーブルを接続せず充電していたとの申し出内容であった。 ○当該製品を充電していた充電器は、リチウムポリマーバッテリーを充電する際、バランス充電ケーブルを接続しなければ充電できない仕様であり、バランス充電ケーブルを接続せず充電するためには、設定を変更した後、電流値とセル数を個別に指定する必要があるが、事故発生時の詳細な設定状況は確認できなかった。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900193「充電器」(資料5 No.7)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201900155 令和1年5月22日(青森県) 令和1年6月3日	電気毛布	DB-320	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電気毛布周辺に出火元となり得る電気製品等はなかった。 ○当該製品の毛布部は約3分の2が焼失していた。 ○残存していたヒーター線に熔融痕は認められなかった。 ○電源プラグ、電源コード、コントローラー及び中継線に出火の痕跡は認められなかった。 ○温度ヒューズは切れていたが、ヒーター線異常検知用の発熱抵抗の抵抗値が定格より半分程度と低かった。 ●当該製品の残存していたヒーター線に熔融痕は認められなかったが、ヒーター線の一部が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201900171 令和1年5月6日(山形県) 令和1年6月6日	スチームアイロン	NI-WL500	パナソニック株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○アイロン本体のペース部は、前面から約1/3のところで溶融、脱落しており、ヒーターがむき出し状態になっていた。 ○取っ手内の制御基板に焼損等は認められないが、制御基板を保持するリブに破損が認められ、基板が不安定な取付状態となっていた。 ○2つの基板で構成された制御基板を接続するケーブルの一部に半断線が認められた。 ○制御基板に接続されたサーミスタは、リード線やかしめ部に異常は確認されなかったが、サーミスタ素子はオープン状態で故障していた。 ○制御基板上のリレーは構成部品の状態に異常は認められなかったが、接点は摩耗し、溶着した痕跡が認められた。 ○温度過昇防止器内のセラミック製バイメタル台が破損し、バイメタルとバイメタル台の間に破損した破片が認められ、バイメタルが作動しても破片によって接点は開になり難い状態であった。 ●当該製品は、安全装置である温度過昇防止器が破損し、制御基板の動作が不安定だったことから、ヒーターへの通電が継続し、温度上昇し続けたことで事故に至ったものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
6	A201900189 平成31年4月22日(東京都) 令和1年6月14日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	SSI-TL40A2CS (長州産業株式会社ブランド)	三洋電機株式会社(長州産業株式会社ブランド)	(火災) 当該製品の内部部品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は、脱衣所と浴室を隔てるドア付近に設置されていた。 ○内部のメイン基板の直流昇圧回路の出力側に装着された複数の電解コンデンサのうち、1つの防爆弁が作動して電解液が噴出した痕跡が認められたほか、防爆弁が膨張しているものが認められた。 ○パワーモジュール内部のトランジスター及びダイオードに破損が認められた。 ○メイン基板の直流昇圧回路出力側に装着された電解コンデンサの電圧を制御する、制御基板のICに異常は認められなかった。 ○制御基板、接続端子台等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○据付工事説明書には、「高温、多湿の環境への設置を禁止する。」旨の注意が記載されていた。 ●当該製品は、直流昇圧回路の出力側に装着された電解コンデンサが異常発熱し、内圧が上昇して防爆弁が作動し、噴出した電解液の蒸気が発煙のように見えたものと推定されるが、コンデンサが異常発熱した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201900193 令和1年5月18日(愛知県) 令和1年6月17日	充電器	YZ-114 PLUS	株式会社ヨコモ(輸入事業者)	(火災) 当該製品に他社製のバッテリーを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭及び電源コードがすべて焼失していた。 ○充電ケーブルは大部分が焼失していた。 ○基板の焼損は著しく、部品の脱落が多数認められたが、欠損、局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生当時、当該製品をリチウムポリマーモードにして、バッテリーのバランス充電ケーブルを接続せず、充電していたとの申し出内容であった。 ○当該製品は、リチウムポリマーバッテリーを充電する際、バランス充電ケーブルを接続しなければ充電できない仕様であり、バランスコネクタを接続せず充電するためには、設定を変更した後、電流値とセル数を個別に指定する必要があるが、事故発生時の詳細な設定状況は確認できなかった。 ●当該製品に接続された他社製のバッテリーが異常発熱し、出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく確認できない部品があり、詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	A201900133「バッテリー(リチウムポリマー、模型用)」(資料5 No.3)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
8	A201900228 平成23年5月13日(埼玉県) 令和1年6月27日	電動アシスト自転車	A203L7	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。	○使用者は、舗装道路を走行中、左に曲がる前に多少ハンドルを切ったところ、突然ハンドルがロックして転倒した。 ○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○事故発生後、自転車を起こしたときハンドルはロック状態であったが、サークルロックを施錠／開錠したところハンドルロックは解除できた。 ○事故発生後、自転車店で転倒時に曲がったハンドルを直し、サークルロックに注油を行ったため、事故発生時の状況が再現できなかった。 ○ハンドルロックは、ケースに割れは認められず、内部のロックレバー等の部品に異常は認められなかった ○連動ワイヤーの動きは良好であり、サークルロック内部に異常はなかった。 ○サークルロックとハンドルロックの作動は良好であった。 ○製造事業者は、サークルロックのかんぬきが後輪の回転可能な状態まで開錠されても、サークルロック内のスライダーの動きが悪かったり、連動ワイヤーに押しつぶされた箇所があったりすると、ハンドルロックは内部のロックレバーが正常な位置まで戻らず開錠されない場合があるとして2010年9月に設計変更を実施しているが、当該製品は対策前のサークルロックであった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックする可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
9	A201900230 平成27年5月22日(北海道) 令和1年6月27日	自転車	ABL6TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右手指を負傷した。	○使用者が乾燥した舗装道路を5mほど走行して左折した際にハンドルロックが掛かり、パニック状態になってブレーキを掛けられず左側に転倒した。 ○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースに割れはなく、サークルロック及びハンドルロックの作動に異常は認められなかった。 ○サークルロック開錠時のかんぬき動作を確認したが、かんぬきは適正位置まで戻り、ハンドルロックのインジケータの表示も正常であった。 ○ハンドルロックのロックレバーは適切な位置にあり正常に機能していた。 ○ロックレバーに、通常使用で発生する擦れ痕は認められたが、異常な圧痕はなかった。 ○連動ワイヤーの動きは良好で、折れや曲がり等なく正常に機能していた。 ○製造事業者は、サークルロックのかんぬきが後輪の回転可能な状態まで開錠されても、サークルロック内のスライダーの動きが悪かったり、連動ワイヤーに押しつぶされた箇所があったりすると、ハンドルロックは内部のロックレバーが正常な位置まで戻らず開錠されない場合があるとして2010年9月に設計変更を実施しているが、当該製品は対策前のサークルロックであった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックする可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
10	A201900295 令和1年6月2日(大阪府) 令和1年7月24日	電動アシスト自転車	A63NP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。	○使用者によると、転倒時にハンドルロックのケースは破損しておらず、ハンドルが動かなかったことで無理やりハンドルを回したところケースが破損したとの申出内容であった。 ○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○サークルロックのかんぬきは、動きが円滑で途中で止まることがなかったが、製造事業者の営業担当者が訪問時にかんぬき部へ注油したとのことであり、事故発生時の状態が維持されていないと判断した。 ○サークルロックの連動ワイヤー及びスライダーは、製造事業者が廃棄したため確認できなかった。 ○サークルロック内に油交じりのほこり等が堆積していた。 ○ハンドルロック内のロックレバーは、使用者が紛失したため確認できなかった。 ○ロックレバー溝は、左右の壁にロックレバーが強く押しつけられた痕跡が認められたことから、事故発生以前にもハンドルロックが掛かった状態でハンドルロック部に大きな力が加わったことがあると考えられた。 ○製造事業者は、サークルロックのかんぬきが後輪の回転可能な状態まで開錠されても、サークルロック内のスライダーの動きが悪かったり、連動ワイヤーに押しつぶされた箇所があったりすると、ハンドルロックは内部のロックレバーが正常な位置まで戻らず開錠されない場合があるとして2010年9月に設計変更を実施しているが、当該製品は対策前のサークルロックであった。 ●当該製品は事故発生時の状態が維持されておらず、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
11	A201900299 令和1年6月24日(東京都) 令和1年7月25日	照明器具(卓上型)	10156878	イケア・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が寝室に入ったところ、当該製品のソケット部が焼損し、別売りの円すい台形のシェード及びミニレフ電球(白熱電球)が焼損し落下していた。 ○事故発生時の当該製品の詳細な設置状況は不明であるが、電源プラグはコンセントに接続されており、電源スイッチはオン状態であった。 ○当該製品のソケットの接点金具に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかったが周辺の樹脂製部材が熔融、焼損等していた。 ○当該製品の内部配線、電源コード、電源プラグ及び中間スイッチに出火の痕跡は認められなかった。 ○シェードは金属製の枠を残して焼失していたため、材質は確認できなかった。 ○電球は割れ、ネック部にすずが付着して口金部に熔融した樹脂が付着していたが、型式等は確認できなかった。 ○事故発生の1時間前に使用者が寝室に入ったときには当該製品に異常は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、取り付けた電球によって周辺の可燃物が加熱され、発火した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
12	A201900385 令和1年7月26日(秋田県) 令和1年8月19日	液晶ディスプレイモニター	E2282HD-B1	株式会社マウスコンピューター (輸入事業者)	(火災) 事務所で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源スイッチはオフ状態であった。 ○正面右下部にあるスイッチ基板が熔融し溶け落ちており、背面部は、スイッチ基板上方のバックカバーに焼損が認められた。 ○電源基板、メイン基板に焼損は認められず、バックライトケーブル及びスイッチ基板ケーブルに断線や熔融は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードに熔融痕が認められたが、スイッチ基板が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A201900387 平成29年10月20日(秋田県) 令和1年8月19日	バッテリー(リチウムポリマー、 模型用)	R246-8461	京商株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は確認できなかった。 ○当該製品の充電には同社製の汎用性の高い、高機能の充電器が使用された。 ○充電器は、正規の充電設定と異なる充電設定になっていた。 ●当該製品は、使用者が誤った充電設定、充電モードで充電を行ったため事故に至った可能性が考えられるが、当該製品の調査ができず、当該製品の使用状況及び劣化状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
14	A201900394 平成29年10月3日(大阪府) 令和1年8月19日	自転車	J60TP2	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 負傷した。	○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○当該製品のハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○ハンドルロック内のロックレバーは外されており、作動確認はできなかった。 ○連動ワイヤーのアウターに前ブレーキとの接触による傷が認められたが、作動及び移動量に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーの組付及び作動に異常は認められなかったが、スライダー内部に少量のほこりが付着しており、事故発生時の摺動状況は不明であった。 ○その他の部品に走行に影響を及ぼす異常はなく、走行性能に異常は認められなかった。 ●当該製品に転倒の原因となる異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
15	A201900397 平成30年7月28日(東京都) 令和1年8月19日	自転車	NSL63U	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。	○当該製品は、メインパイプ中央部のケーブルホルダー近傍から左右に疲労破壊が進行しており、メインパイプ上側に一気に破断した痕跡が認められた。 ○起点部付近となるケーブルホルダー近傍に溶接不良や打痕は認められなかった。 ○ヘッドパイプの下わんの進行方向右側に圧痕が認められた。 ○調査のため切断したパイプ肉厚と破断箇所のパイプ肉厚に差違が認められたが、パイプ肉厚及びパイプ肉厚の差が妥当であるか否かは、検証できなかった。 ●当該製品は、メインパイプのケーブルホルダー近傍に微細な亀裂が生じ、その後の走行中に加わる振動や荷重により、徐々に亀裂が進展し、破断に至ったものと考えられるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
16	A201900546 平成29年5月(東京都) 令和1年10月3日	電動アシスト自 転車	PM26NLSP	ヤマハ発動機 株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドル がロックし、転倒、負傷した。	○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○販売会社がリコール対応で使用者宅を訪問した際に動作確認したところ、ハンドルロックのケースに割れはなく、ハンドルロックの作動に異常は認められなかったが、ハンドルロックのインジケータは開錠時に赤青混合表示となっていた。 ○当該製品のハンドルロック部品は販売会社によって廃棄され、車体は使用者が継続使用しているため、確認できなかった。 ○連動ワイヤーの動きは良好で、折れや曲がり等なく正常に機能していた。 ○サークルロック内部に異常は認められなかった。 ○製造事業者は、サークルロックのかんぬきが後輪の回転可能な状態まで開錠されても、サークルロック内のスライダの動きが悪かったり、連動ワイヤーに押しつぶされた箇所があったりすると、ハンドルロックは内部のロックレバーが正常な位置まで戻らず開錠されない場合があるとして2010年9月に設計変更を実施しているが、当該製品は対策前のサークルロックであった。 ●当該製品は事故発生時の状態が維持されておらず、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900547と同一 車両

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
17	A201900547 平成30年12月(東京都) 令和1年10月3日	電動アシスト自転車	PM26NLSP	ヤマハ発動機株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。	○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○販売会社がリコール対応で使用者宅を訪問した際に動作確認したところ、ハンドルロックのケースに割れはなく、ハンドルロックの作動に異常は認められなかったが、ハンドルロックのインジケータは開錠時に赤青混合表示となっていた。 ○当該製品のハンドルロック部品は販売会社によって廃棄され、車体は使用者が継続使用しているため、確認できなかった。 ○連動ワイヤーの動きは良好で、折れや曲がり等なく正常に機能していた。 ○サークルロック内部に異常は認められなかった。 ○製造事業者は、サークルロックのかんぬきが後輪の回転可能な状態まで開錠されても、サークルロック内のスライダーの動きが悪かったり、連動ワイヤーに押しつぶされた箇所があったりすると、ハンドルロックは内部のロックレバーが正常な位置まで戻らず開錠されない場合があるとして2010年9月に設計変更を実施しているが、当該製品は対策前のサークルロックであった。 ●当該製品は事故発生時の状態が維持されておらず、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900546と同一車両
18	A201900556 令和1年7月6日(神奈川県) 令和1年10月4日	バッテリー(リチウムポリマー、電動リール用)	DLG-FC10A	八洲電業株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電器に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品にはACアダプターが接続されており、使用者は外出中であつた。 ○当該製品の焼損は著しく、直方体形アルミ製外郭ケースの長手方向の1面が焼失していたほか、端子、充電ソケット、電源スイッチが取り付けられた前面パネルが各部品とともに焼失していた。 ○本体内蔵のアルミラミネートフィルム外装角形リチウムポリマー電池セル3個のうち、1個は本体ケース内で焼損し、2個は本体ケースから電極体が飛散した状態で焼損していた。 ○各電池セルの積層型電極体は焼損が著しく、負極銅箔は残存していたが、大部分の正極電極及びセパレーターは焼失していた。 ○当該製品の充放電制御及び保護回路基板は焼失し、ACアダプターは焼損が著しく原形をとどめていなかった。 ○残存するACアダプターの電源コード及びDCコードに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、中古品でネットオークションから購入されたものであり、購入以前の使用状況は不明であつた。 ●当該製品は本体内蔵のリチウムポリマー電池セル、基板又はACアダプターが異常発熱して焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
19	A201900618 平成23年7月2日(不明) 令和1年10月16日	自転車	JN63TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷した。	○当該製品は、ハンドルロックとサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○使用者によると、当該製品で走行中にハンドルがロックして転倒したとの申出内容であった。 ○ハンドルロックのケースに割れはなく、内部の部品に異常は認められなかった。 ○ハンドルロック及びサークルロックについて、ハンドル角度が左、正面及び右の3か所で各50回ずつ動作確認を行ったところ、いずれも異常は認められなかった。 ○ハンドルロックのインジケータは、施錠時は「赤」、開錠時は「青」で異常は認められなかった。 ○サークルロックのかんぬきの作動は正常であったが、内部の状態及びスライダーの摺動状況は不明であった。 ○連動ワイヤーの状態は不明であった。 ○前輪のスポーク4本に車輪回転方向とは逆方向の微細な変形が認められた。 ○前タイヤの左右側面に擦られた痕が認められたことから、走行時に縁石等と接触した可能性があると考えられた。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックする可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A201900627 令和1年9月30日(三重県) 令和1年10月17日	電気洗濯機	ES-GE60N	シャープ株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、上面樹脂製カバーの背面片側の焼損が著しかった。 ○当該製品は、事故発生の3日前から、脱水槽のバランスエラーが出た状態で放置されていた。 ○当該製品は、エラーによって運転が停止した際に、電源基板や、モーターの片極等、電気部品の一部にのみ電圧が印加される仕様であった。 ○内部配線は、モーター用コンデンサーにつながる配線が断線しており、エラー時でも電圧が加わる側の断線部先端に熔融痕が認められた。 ○熔融痕は、形状がいびつで内部に大きな気泡が認められた。 ○メイン基板、モーター及びコンデンサー等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のモーター用コンデンサーにつながる配線に熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕か特定できず、事故発生時の詳細な状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
21	A201900629 平成24年7月30日(滋賀県) 令和1年10月17日	自転車	RA6LTP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 子供(11歳)がサンダルを履いて当該製品で走行中、サンダルが泥よけに巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○当該製品で自宅付近の道路を走行中、サンダルが前泥よけに入り、前泥よけがまくり上がって前輪がロックし、前のめりに転倒したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は、前泥よけの中央部がくの字に折れ曲がっており、前泥よけステーが湾曲していた。 ○前泥よけのフラップ内側にタイヤとの接触痕が認められた。 ○前ホークに変形は認められなかった。 ○当該型式品はBAAの安全基準を満たしていた。 ○同等品で棒の先に取り付けた靴の先端部をタイヤと前泥よけの間に押し込んだところ、靴が前泥よけと本体の間に巻き込まれ、当該製品と同様の破損状態になった。 ●当該製品は、走行時に使用者の履いていたサンダルが前泥よけとタイヤの間に巻き込まれたため前輪がロックして急制動がかかり、勢いで使用者が前のめりに転倒した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
22	A201900633 平成18年12月17日(不明) 令和1年10月17日	自転車	PV7TP	ブリヂストンサ イクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、変速ギ ヤのシフトチェンジを行ったと ころ、転倒し、手を負傷した。	○当該製品で走行中、ギヤチェンジ時に前のめりになって転倒し、負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品の変速ギヤのシフトチェンジ部及び各部品に異常はなく、後輪の回転がロックする等の異常は認められなかった。 ○前ホークは後方へ曲がっていた。 ○前泥よけは、特に下端の変形が著しく、ステー固定部で上へめくれるように折れて一部が破断していた。 ○前輪の右スポークが1本、前輪の回転方向と逆向きにくの字に変形していた。 ○スポークが変形した位置でリムが左側へ変形し、左ブレーキブロックと接触していた。 ○前タイヤの右側の全周が割れていた。 ○前輪のハブの回転に異常は認められなかった。 ●当該製品は、変速ギヤのシフトチェンジ部及び各部品に異常はなく、前泥よけの変形状態から、走行中に前泥よけ右下端に何らかの異物が挟まり、前輪の回転に伴って前泥よけが巻き上げられて変形し、前輪に急制動がかかり、転倒に至った可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A201900640 平成30年5月13日(不明) 令和1年10月18日	自転車	EX46	ブリヂストンサ イクル株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 子供(10歳)が当該製品で走 行中、前ブレーキがロックし、 転倒、負傷した。	○当該製品で近所の道路を走行中、突然前ブレーキがロックして転倒した。 ○当該製品は、前ホークが後方へ変位しており、前ホークの変形により前輪も後方へ変位し、前ブレーキの左右ブレーキブロックとリム制動面の位置関係が変化し、前ブレーキブロックがタイヤと干渉する位置関係となっていた。 ○前ブレーキブロックが偏摩耗していたことから、前タイヤと干渉する状態でしばらくの間継続使用されていたものと推定された。 ○左右前ホーク足の後ろ側に外傷はなく、異物を巻き込んだような痕跡は認められなかった。 ○前タイヤの左側面はリム上端より約8.5mmの位置で、右側面はリム上端より約6.0mmの位置で、いずれも全周に渡り擦れ痕が認められた。 ○構成部品及び調整状態に異常はなく、前ホークはJISの強度試験を満たし、十分な強度を有していた。 ○ヘッド機構内部の下玉押しの後方に複数の顕著な圧痕が認められ、前方から過大な外力が加わったものと推定された。 ●当該製品は、下玉押しの後方に圧痕が認められ、前ホークが変形し、前ブレーキブロックが前タイヤ側面と干渉する位置に変位して偏摩耗していたことから、事故発生以前に車体が前方衝突してその後も継続使用していたことで、前ブレーキを掛けたときに前ブレーキブロックがタイヤ側面を挟み、過大な制動力が生じ、前輪がロックした可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
24	A201900662 平成27年5月4日(大阪府) 令和1年10月21日	電動アシスト自転車	A6L60	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走りだそうとしたところ、転倒し、左肩を負傷した。	○使用者は、交差点で当該製品をこぎ出したときに転倒した。 ○事故発生後にハンドルロック内部のロックレバーが取り外されており、ハンドルロックの施錠機構が機能しない状態であったため、作動状況を確認できなかった。 ○前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷や痕跡は認められなかった。 ○後輪スポークに屈曲したような変形があり、当該箇所はサークルロックのかんぬきと当たる位置にあり、かんぬき表面に顕著な打痕が認められた。 ○当該製品で走行したところ、直進走行及びスラローム走行性に異常はなく、発進時及び減速時に転倒につながるような要因は認められなかった。 ○当該製品のハンドルロックに新品同型のロックレバーを再装着して施錠及び開錠操作を実施したところ、ハンドルロック及びサークルロックの作動に異常は認められなかった。 ○ハンドルロックとサークルロックを連動させる連動ワイヤーの施錠及び開錠時の出代(移動量)寸法は適正であり、アウター及びインナーに変形や屈曲は認められず、インナーの摺動も円滑であった。 ○サークルロックのスライダーの組付状態に異常はなく、スライダー内部に異物等の介在は認められなかったが、事故発生時の摺動状況は不明であった。 ●当該製品に転倒につながる異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A201900720 平成19年5月14日(不明) 令和1年10月29日	自転車	ASB7TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたところ、前輪がロックし、転倒、右手首を負傷した。	○当該製品で下り坂を走行中、前を走っていた自転車に接触しそうになり、避けようと前ブレーキを掛けた際に前輪がロック状態となり、前のめりに一回転して転倒して右手首を骨折したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品の前後のブレーキ調整は適切で、異常は認められなかった。 ○前後の泥よけが変形し、シフトレバーや後リフレクターが破損していたが、転倒時に発生したものと考えられた。 ○当該製品で走行テストを実施したところ、ブレーキ操作性や走行性に異常は認められなかった。 ○当該製品について、BAA基準の完成車実走制動試験を実施し、ブレーキの状態を確認したところ、基準を満たしていた。 ●当該製品は、使用者が走行中に自転車を避けようとハンドル操作をしながら前ブレーキを強く掛けたため、前輪がロックして転倒したのと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
26	A201900731 平成31年4月26日(兵庫県) 令和1年10月30日	自転車	AR75A6	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○当該製品で走行中に突然前輪がロックして前方へ投げ出され、当該製品が一回転して使用者に落下し、負傷したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は、前泥よけステー右側に変形が認められた。 ○前輪のスポークが3本車輪の回転方向と逆方向にくの字に変形していた。 ○変形の認められたスポークに対応するニップルが1つ、リム端面で車輪回転と逆方向に一気に破断しており、破断したニップル周辺で前輪の左側が前ブレーキの左ブレーキブロックと接触していた。 ○スポークやリムの強度はJIS規格を満たしていた。 ○事故発生時に巻き込んだ異物は特定できなかった。 ●当該製品は、走行中に前輪右側面に異物を巻き込み、異物がスポークと前泥よけステー間に挟まり、スポークが変形してニップルが破断して前輪がロックした可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
27	A201900786 平成26年2月26日(東京都) 令和1年11月12日	自転車	CR60P	ブリヂストンサ イクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 負傷した。	○当該製品に乗車中、路地から大通りに出ようとしたときに自転車が飛び出してきたため、危険を回避しようとブレーキを掛けたところ、ハンドルにロックが掛かり転倒した。 ○当該製品のサークルロックは事故発生後に交換されており、確認できなかった。 ○ハンドルロックのケースは破損しておらず、連動ワイヤーはサークルロックと接続されない状態で取り付けられていた。 ○ハンドルロック内のロックレバー格納部の壁に変形や損傷は認められなかった。 ○連動ワイヤーに潰れ及び屈曲の痕跡は認められなかった。 ○前輪及び後輪の回転に異常は認められず、前輪及び前ホークに異物の巻き込みによる損傷や痕跡は認められなかった。 ○後輪スポークの36本中15本に変形が認められ、変形箇所はスポークがサークルロックのかんぬきに当たる位置と一致した。 ●当該製品の確認できた部品に転倒につながる異常は認められなかったが、サークルロックが交換されていたため確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
28	A201900796 令和1年7月22日(東京都) 令和1年11月12日	電動アシスト自 転車	A6L30	ブリヂストンサ イクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドル がロックし、転倒、負傷した。	○当該製品で走行中、T字路を右折しようとしたところ、ハンドルがロックし、右側に転倒した。 ○当該製品は、ワイヤー類を固定する樹脂固定具の外れにより、ワイヤー類にたるみが生じていたが、ハンドル操作時に引っ掛かりが生じてハンドルがロックすることはなかった。 ○前輪、前ホーク及び前泥よけに異物を巻き込んだ痕跡は認められなかった。 ○ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○サークルロックの施錠及び開錠操作において、ハンドルロックは正常に作動した。 ○ハンドルロック及びサークルロックの連動ワイヤーに変形等の異常はなく、施錠及び開錠時の連動ワイヤーの出代寸法は適正であった。 ○サークルロックは2011年以前の旧式品で、内部に汚れが付着しており、事故発生時のスライダの摺動状態は不明であった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックする可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A201900818 令和1年10月19日(神奈川県) 令和1年11月19日	照明器具(投光 器、充電式)	BAT-H30W- L1PSS-8H	日動工業株式 会社 (輸入事業者)	(火災) 工場で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○事故現場は、建築工事用電気資機材のレンタル事業者の倉庫で、保管されていた当該製品を含む複数の充電式投光器、バッテリー、円筒形リチウムイオン電池セル、電源ケーブル、コードリール、溶接機等が著しく焼損していた。 ○棚に置かれた3台の投光器はいずれもアルミ製の外郭が熱により変形するなど著しく焼損していたほか、棚の前には封口体が外れて内容物が飛び出し、外装缶が変形した当該製品に用いられているのと同型のバッテリーが落ちていた。 ○事故発生前日から棚の近くにある充電台で3台の充電式投光器を充電していたが、焼損が著しく、充電していた製品の型式、台数、充電方法の詳細は確認できなかった。 ○レンタル事業者には当該事業者が輸入した合計3機種の充電式投光器が納入されており、その中には当該型式品の無償修理対象ロットが含まれていたとみられたが、焼損が著しく、焼損した製品の型式及び台数は特定できなかった。 ○コードリールの電源コードが、溶接機用コードが大量に積み上げられたメッシュパレットの下敷きになっており、コードの入力側が著しく焼損していた。 ●当該製品及び事故発生現場の焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
30	A201900835 令和1年11月7日(熊本県) 令和1年11月25日	エアコン(室外機)	R50GRP	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は全体が焼損していた。 ○室内機側への渡り配線に当該製品から40cm離れた位置で溶融痕が認められたが、通常の使用において外力がかかる位置ではなかった。 ○制御基板上のパワートランジスターが確認できず、ダイオードブリッジとダイオードのリードが溶融していた。 ○制御基板は外気温を検知して通電の有無を制御する構造となっており、気象庁の気温データで確認した結果、溶融していたダイオードブリッジ及びダイオードは事故時に通電されていない状態だった。 ○圧縮機、内部配線、確認できたその他の電気部品等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A201900882 令和1年11月14日(兵庫県) 令和1年12月4日	電子レンジ	NE-MS263	パナソニック株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、使用中でなかった当該製品の後方から炎が上がった。 ○当該製品は、台所の作り付け収納棚に設置されており、電源プラグは3口マルチタップを介して壁コンセントに接続されていた。 ○当該製品の電源プラグは、本体背面の排気口付近に接触しており、壁面との隙間がほとんどない状態でマルチタップに接続されていた。 ○当該製品の焼損箇所は電源プラグ部のみであり、本体に異常は認められなかった。 ○電源プラグの栓刃は2本とも栓刃カシメ部付近が焼失していたが、栓刃自体はマルチタップの刃受金具に残っていた。 ●当該製品は、電源プラグが壁面に挟まれるように本体背面と接触していたため、本体背面からの受熱やドア開閉時の機械的ストレスが電源プラグに加わり、栓刃カシメ部付近に接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、栓刃カシメ部付近が焼失しており、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201900906 令和1年11月5日(埼玉県) 令和1年12月6日	プリンター(複合機)	DCP-J515N	ブラザー販売株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は電源オフ状態で使用されていなかったが、夜中にインクジェットヘッドの自動洗浄機能が動作していた。 ○当該製品は樹脂製外郭全体が焼損、溶融しており、特にインクジェットヘッド部の焼損が著しかった。 ○インクジェットヘッド部の内部基板、パネル基板、メンテナンスユニット等は確認できなかった。 ○モーター、制御基板、電源基板、電源コード等、残存していた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○インクジェットヘッド部の内部基板でトラッキング現象が生じて出火した場合を想定した再現実験を行った結果、出火に至ることはなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、当該製品の焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
33	A201900908 令和1年11月11日(埼玉県) 令和1年12月9日	エアコン(室外機)	R25ADS	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は運転されていなかった。 ○当該製品全体が著しく焼損し、樹脂製部材は焼失していた。 ○基板の焼損は著しく、基材は焼失して一部の電気部品が欠損し、確認ができなかった。 ○端子盤、リアクター、ファンモーター、圧縮機及び内部配線は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は運転停止中も基板の一部に電源電圧が印加される仕様であった。 ○当該製品の周囲に可燃物が置かれていたほか、使用者は事故発生日に当該製品の近傍で喫煙していたが、最後に喫煙した時刻は不明であった。 ●当該製品の周囲に置かれていた可燃物からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
34	A201900928 令和1年11月15日(神奈川県) 令和1年12月12日	水槽用ウォータークーラー	ZC1000E	ゼンスイ株式会社 (輸入事業者)	(火災) 学校で火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○当該製品は、観賞魚水槽の枠体下部に設置されており、底部を除く樹脂製外郭が焼失していた。 ○圧縮機、ファン及び操作パネルの配線は、絶縁被覆が著しく焼損していたが、断線及び溶融痕は認められなかった。 ○操作パネルの基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の背面にあるヒーター用コンセントには、他社製の水槽用ヒーターが接続されていた。 ○ヒーター用コンセントの刃受金具の片極側に緑青及び溶融痕が認められた。 ○水槽用ヒーターの電源プラグの栓刃の片極側に緑青が認められたが、反対側の栓刃には腐食等は認められなかった。 ○同等品のヒーター用コンセントを用いて、電源プラグの保持力を測定したところ、約9N程度で、電気用品安全法の技術基準(5N以上、60N以下)を満足していた。 ○水槽は、約7年間海水で使用した後、2年前から淡水を使用していたが、掃除の方法、頻度は不明であった。 ●当該製品は、ヒーター用コンセントの刃受金具と他社製水槽用ヒーターの電源プラグ栓刃との間で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A201900931 令和1年10月15日(三重県) 令和1年12月12日	電気洗濯機	KW-32LX	株式会社日立製作所(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかったが、電源プラグはコンセントに接続されていた。 ○当該製品は、天面にある操作パネルの焼損が著しく、樹脂製部品の大部分が溶融していた。 ○電源スイッチの端子に接続される配線は断線しており、両極とも断線部に溶融痕が認められ、溶融痕は内部に多くの気泡を含んでいた。 ○給水弁は焼失して確認できなかった。 ○モーター、コンデンサー、メイン基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードに溶融痕が認められたが一次痕か二次痕か特定できず、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
36	A201900991 令和1年12月16日(神奈川県) 令和2年1月7日	電気カーペット	HJ-F200	シャープ株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品の電源スイッチはオン状態であった。 ○当該製品の電源プラグは、カーベット部に置かれていた延長コードのタップ部に接続されており、当該タップ部の周辺が焼損していた。 ○電源コードの電源プラグ近傍が著しく焼損しており、溶融痕が認められた。 ○電源コードの断線部では、コードの芯線がばらばらになっており、一部屈曲していた。 ○当該製品のカーベット部は、電源コードの焼損箇所周辺が円状に焼失しており、床には焦げが認められた。 ○コントローラー一部に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズ及び温度ヒューズは切れていなかった。 ○当該製品の使用期間は、24年間だった。 ○延長コードのタップ部には当該製品のほか、セラミックファンヒーター及びACアダプター2個が接続されていたが、これらの製品及び電源コード等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源プラグ付近で電源コードの芯線が半断線による異常発熱で短絡し、出火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A201901008 令和1年12月22日(福岡県) 令和2年1月14日	温水洗浄便座	CH1301WS	パナソニック株式会社	(火災) 当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、ほぼ原形をとどめていない状態であった。 ○ヒータ線は断線しており、一部のヒータ線は確認できなかったが、断線部に溶融痕は認められなかった。 ○便座を開閉する2つのモーターのうちの1つと、操作基板等の電気部品は確認できなかった。 ○制御基板、乾燥装置部、イオン発生部等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード及び制御基板への接続コネクタに異常は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
38	A201901031 令和1年11月1日(神奈川県) 令和2年1月17日	リチウム電池内蔵充電器	ES142(ケースベック・エレクトロニクス株式会社ブランド)	株式会社ジャパン・ブレアラ(ケースベック・エレクトロニクス株式会社ブランド)(輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は確認できなかった。 ○内蔵の角形リチウムイオン電池セルは著しく焼損し、積み重ねた3個の電池セルのうち、中央の電池セルの電極体の一部が欠損しており、欠損部位を中心に放射状のしわが認められた。 ○内部基板は一樣に焼損し、一部の部品は脱落、欠損していた。 ○電池セルの一部欠損した部位と内部基板の部品が脱落、欠損した部位は一致していた。 ○当該製品の事故発生以前の使用状況は不明であった。 ●当該製品は、内蔵の角形リチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A201901070 令和1年8月29日(鹿児島県) 令和2年1月24日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	6セル バッテリー	株式会社スカイロード(輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を充電中、異音が生じて見に行くと当該製品が膨張していたため、充電器の電源プラグを抜いて放置していたところ、再度異音が生じて部屋に煙が充満し、充電器及び当該製品から炎が上がっていた。 ○当該製品は焼損が著しく、ほぼ焼失していた。 ○充電器の動作確認を行ったところ、正常に充電することができた。 ○充電器に記録された使用履歴を確認したところ、過充電された記録は残っていなかったが、充電器は記録せずに切るとメモリーに残らない仕様であるため、詳細な使用状況が確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、充電状態の詳細が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A201901093 令和2年1月20日(福岡県) 令和2年1月30日	リチウム電池内蔵充電器	CHE-073	ティ・アール・エイ株式会社(輸入事業者)	(火災) 大学で鞆に入っていた当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を何も接続していない状態で鞆に入れていたところ、発煙し始めた。 ○当該製品の樹脂製外郭は溶融し、焼損が著しく、原形をとどめていなかった。 ○当該製品内部のアルミラミネートフィルム外装角形リチウムポリマー電池セルは著しく焼損し、外装は半分程度しか残存しておらず、内部電極体の正極板は大部分が焼失していた。 ○電池セル同士を接続するタブリードに溶融及び発熱に伴う変色が認められた。 ○制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが内部短絡して出火したものと推定されるが、当該製品の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A201901104 令和2年1月11日(愛知県) 令和2年2月3日	電気ストーブ	不明(株式会社山善ブランド)	株式会社ミュージーコーポレーション(株式会社山善ブランド)(輸入事業者)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は全て焼失していた。 ○内部配線の焼損は著しく、大部分が焼失して確認できなかった。 ○ロータリー式のメインスイッチは焼損していたが、残存する樹脂部品の形状から、事故発生時にオンであったと推定された。 ○転倒時オフスイッチは、接点に溶着が認められた。 ○ヒーター及びメインスイッチに出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグ及び電源コードは焼失して確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A201901110 令和2年1月3日(愛知県) 令和2年2月4日	電気冷蔵庫	不明(MR-13R又はMR-13S)	三菱電機株式会社	(火災) 工場の休憩室で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、焼損が著しく、ドア等の樹脂製部品は全て焼失していた。 ○電源コードの大部分は焼失しており、本体外側の位置にある断線部に溶融痕が認められ、溶融痕は内部に多くの気泡を含んでいた。 ○基板は大部分が焼失して確認できなかった。 ○電流ヒューズは導通が認められなかったが、外火によるはんだ外れか、過電流による溶断かは特定できなかった。 ○圧縮機、始動リレー等、その他の電気部品に異常発熱等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードに溶融痕が認められたが一次痕か二次痕か特定できず、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
43	A201901115 令和1年12月7日(福岡県) 令和2年2月4日	電動アシスト自 転車	A4L60	ブリヂストンサ イクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 で走行中、ハンドルを切った ところ、転倒、左肩を負傷し た。	○使用者が当該製品で走行中、歩道から車道へ移動する際、自動車を避けようとしてハンドルを切ったが、その際にハンドルをとられて転倒した。 ○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明であった。 ●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
44	A201901149 平成30年6月29日(群馬県) 令和2年2月13日	電動アシスト自 転車	A4L39	ブリヂストンサ イクル株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、 左膝を負傷した。	○使用者は、当該製品で自宅前の平地を走行中にバランスを崩して転倒したとの申出内容であった。 ○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに、前輪の回転を阻害する異物の巻き込みによる損傷やその痕跡は認められなかった。 ○ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○当該製品に乗車し、直進、スラローム、左右旋回、前後ブレーキによる制動等の走行動作を確認した結果、異常は認められなかった。 ○施錠及び開錠動作を確認したところ異常は認められなかったが、サークルロック内にほこり等が多量に付着しており、事故発生時のスライダの摺動状況は不明であった。 ●当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、平地を走行中にバランスを崩して転倒した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
45	A201901160 令和1年6月24日(茨城県) 令和2年2月17日	リチウム電池内蔵充電器	なし	株式会社大創産業 (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を他社製の充電器で充電していたところ、当該製品から出火し、畳及び床を焼損した。 ○内蔵の円筒形リチウムイオン電池セルは著しく焼損し、内部の電極体も著しく焼損していた。 ○制御回路基板に基材の穴空き、銅箔パターンの溶断等の出火の痕跡は認められなかった。 ○樹脂製外郭及び電池セルの外装缶の事故発生時の状況は確認できず、外力等の痕跡の有無は確認できなかった。 ○事故発生以前に当該製品を落下させたことがあったか否か等の詳細な使用状況は不明であった。 ●当該製品に内蔵のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
46	A201901164 令和2年2月6日(東京都) 令和2年2月18日	布団乾燥機	HFK-SD1(株式会社日立リビングサプライブランド)	東亜電気工業株式会社(株式会社日立リビングサプライブランド) (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、スイッチ部の排気ホース側側面の樹脂が焼損し直径1cmほどの穴が空いており、内部で操作基板が焼損していた。 ○操作基板は、ヒーター駆動用リレーが著しく焼損しており、その他のコンデンサー、バリスター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○リレーの可動切片が変形し、可動接点及び負荷側固定接点に著しい荒れ及び摩耗が認められた。 ○吸気フィルターにほこりが多量に付着していた。 ○電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「吸込口をふさがない、異常過熱により発火することがある。」、「フィルターは目詰まりしたまま使わない。故障の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、リレーの接点部が摩耗したため、通電時に接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定されるが、可動切片が変形していたことで接点部に摩耗が生じた可能性も考えられ、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A201901171 平成29年3月25日(東京都) 令和2年2月20日	電動アシスト自転車	A6D85	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、転倒、右足首を負傷した。	○当該製品で走行中、右折しようと右にハンドルを切った際、そのまま右側に倒れ、当該製品が右足に乗り、右足首を骨折したとの申出内容であった。 ○当該製品は2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であったが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○当該製品及び事故発生時の詳細な状況は確認できなかった。 ●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
48	A201901188 令和2年2月10日(長崎県) 令和2年3月2日	リチウム電池内蔵充電器	W-05	株式会社SAC DOTNET (輸入事業者)	(火災) 公共施設で当該製品をリュックサックに入れていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品を何も接続していない状態でリュックサックに入れていたところ、発煙し始めた。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、樹脂部分は焼失していた。 ○バッテリーパック内部のアルミラミネートフィルム外装角形リチウムイオン電池セルは著しく焼損し、外装の4分の3程度が残存し、内部電極体の正極板の大部分は焼失していた。 ○2個の電池セル同士を接続する内部配線について負極側に異常は認められなかったが、正極側は確認できなかった。 ○制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者によれば、過去何度か当該製品を落としたことがあるとの申出内容であった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが内部短絡して出火したものと推定されるが、当該製品の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
49	A201901202 令和2年2月19日(大阪府) 令和2年3月4日	ACアダプター (スマートフォン用)	MPA- ACC01WF	エレコム株式会社 (輸入事業者)	(火災) 異臭がしたため確認すると、 当該製品を溶融し、周辺を焼 損する火災が発生していた。	○使用者は、ベッド上で充電中のスマートフォンから当該製品のUSBケーブルを抜いてその場を離れ、30分後に寝室へ戻ると、マイクロUSBコネクタ付近から発煙していた。 ○当該製品はコネクタ付近が焼損しており、ベッドに敷かれていた毛足の長い毛布とシーツに延焼していた。 ○コネクタ部は、繊維片とともに溶融した樹脂が固着していた。 ○X線透視観察の結果、コネクタ内部は、コネクタピンに溶融や接触不良の痕跡は認められなかったが、僅かな変形は認められ、コネクタシールド奥側にあるUSBケーブル芯線の接続箇所は焼失していた。 ○当該製品は、本体及びUSBケーブルに焼損等の異常は認められなかった。 ○コネクタ内部の詳細な確認はできなかった。 ●当該製品は、USBケーブルのマイクロUSBコネクタ内部で異極間短絡が生じて焼損したものと考えられるが、コネクタ内部の詳細を確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
50	A201901206 令和2年2月22日(神奈川県) 令和2年3月5日	IH調理器	YEH-1456(株 式会社山善ブ ランド)	株式会社永泰 産業(株式会 社山善ブランド) (輸入事業者)	(火災、死亡1名) 当該製品の周辺を焼損する 火災が発生し、1名が死亡し た。	○使用者の不在中、台所に設置された当該製品付近から出火して集合住宅の1室を焼損し、使用者の家族が死亡した。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭の大部分が焼失し、原形をとどめていなかった。 ○制御回路基板の電子部品等は焼損し、制御回路基板の電源端子近傍の基材に欠損が認められた。 ○IHコイル、電源プラグ及び電源コードに断線等の出火の痕跡は認められなかった。 ○操作基板、電源スイッチ基板、冷却ファン等の電気部品は焼失し、確認できなかった。 ○当該製品が使用されていたかどうかを含め、事故発生時の状況は不明であった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があり、事故発生時の状況も不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A201901210 平成31年2月7日(埼玉県) 令和2年3月6日	電動アシスト自 転車	A6N8	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走行中、人を避けようとし たところ、バランスを崩し、転 倒、負傷した。	○使用者は、当該製品で道路を走行中、前を歩いていた人を避けようとしたところ、ハンドルが勢いよく回転してバランスを崩し、転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造である。 ○当該製品のハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○当該製品のサークルロックの摺動状況は不明であった。 ○当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
52	A201901220 令和2年3月5日(東京都) 令和2年3月12日	リチウム電池内蔵充電器	CHE-073	ティ・アール・エイ株式会社 (輸入事業者)	(火災) 事務室で当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を床に落とした際に発煙したため、慌てて蹴り飛ばしたところ発火した。 ○当該製品の樹脂製外郭は、著しく溶融、焼損しており、落下、衝撃等の痕跡の有無は確認できなかった。 ○内蔵の角形リチウムポリマー電池セル2個は著しく焼損し、電極体の一部に欠損が認められた。 ○取扱説明書には、「衝撃や振動を与えたり、投げたりしない。発熱や発火の原因になる。」旨、記載されている。 ●使用者が当該製品を落下させて衝撃を与えたため、当該製品のリチウムポリマー電池セルが内部短絡し、出火に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
53	A201901223 令和2年1月19日(東京都) 令和2年3月12日	リチウム電池内蔵充電器	EP7000	ミスターカード株式会社 (輸入事業者)	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○使用者は、当該製品を3か月間使用せずに、本棚の湯沸かしポット及びコーヒーマーカーの真下の棚に置いていた。 ○当該製品のアルミ合金製外郭の塗装は焼損していたが、外郭に溶融は認められず、著しい傷やへこみは確認できなかった。 ○内蔵された2個の角形リチウムポリマー電池セルは、アルミラミネートフィルム外装及び電極体が焼損し、穴空き、一部欠損が認められた。 ○制御基板の焼損は著しく、出力用USBコネクタ、スイッチング素子等の電気部品が脱落していたが、基材に穴空きは認められなかった。 ○使用者は事故発生の3日後に消防に通報していたため、事故発生時の詳細な状況は確認できなかった。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルが内部短絡して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
54	A201901224 令和2年2月19日(千葉県) 令和2年3月12日	自転車	APST706VW	株式会社丸石サイクル (輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左肘を負傷した。	○当該製品で車道を走行中、急に前輪がロックして前方に転倒し、左肘を負傷したとの申出内容であった。 ○前かご後ろ側の背面固定プレートが破断して分離しており、前かご全体に多数の傷及び変形が、ディレーラーガードに多数の傷が認められた。 ○右前ホーク足のつまめ部から前ハブ軸が外れていた。 ○前ハブ軸の左右の雄ねじに異常は認められず、右前ハブ軸からナット類を取り外すと、前かごステーから外側のハブ軸のねじ山にほこりの付着が2山ほど認められた。 ○左右の前ホーク足のつまめ部分の外側に、脱落防止金具が圧着した痕跡が、同内側に前ハブナットが圧着した痕跡が認められた。 ○前ハブナットのフランジ部分に溝があり、雌ねじに欠け、削れ等の異常は認められなかった。 ○左右の前ハブ軸の前かごステー、前ホーク等に一度固定された痕跡があり、組立て時に塗布される締め付けチェックの白マーカが塗布されているのが認められた。 ●当該製品は、右前ホーク足に前ハブ軸を固定しているハブナットの締め付けが緩い状態で走行していたことにより、右前ホーク足つまめ部から前ハブ軸が外れて右ブレーキブロックとタイヤが接触して急制動が掛かり、前方に転倒した可能性が考えられるが、ハブナットが緩んだ時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
55	A201901260 令和2年2月24日(兵庫県) 令和2年3月26日	リチウム電池内蔵充電器	A1230011	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、棚に収納されていたが、事故発生時は床上にあり、約30cmの炎を上げて焼損していた。 ○当該製品は、全体的に著しく焼損しており、3個の円筒形リチウムイオン電池セルは全て残存していたが、制御基板は焼失していた。 ○3個の電池セルのうちの1個は、負極板や正極板の残存が確認できたが、残りの2個は電極体の中心部が固着し、電極体の内部は確認できなかった。 ○電極体が固着した2個の電池セルのうちの1個は、正極キャップが外れており、著しい焼損が認められた。 ○使用者は、事故発生の2日前に外出した際に当該製品を雨でぬらしており、その際、当該製品が正常に動作しなくなったため、事故発生まで棚に保管していたとの申出内容であった。 ●当該製品は、内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
56	A202000134 令和2年3月13日(神奈川県) 令和2年5月28日	電動アシスト自転車	A6D84	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、胸部を負傷した。	○使用者が、当該製品で駅前の交差点を走行中、使用者の不注意で縁石にぶつかり転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、2019年6月24日からハンドルロックに関してリコールされているリコール対象型式であったが、事故発生前に、当該製品の無償点検、改修を実施していたか不明である。 ○ハンドルロックのケースは破損しておらず、事故発生時にハンドルロックは掛かっていなかったとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品及び事故発生時の詳細な状況は確認できなかった。 ●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	